

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 決定処分取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国(多治見税務署長)

平成24年2月2日棄却・不受理・確定

(第一審・岐阜地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年3月31日判決、本資料261号-69・順号11659)

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年9月8日判決、本資料261号-163・順号11753)

決 定

上告人兼申立人	甲
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	宇津木 克美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年2月2日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 宮川 光治

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇